

平成20年9月1日制定

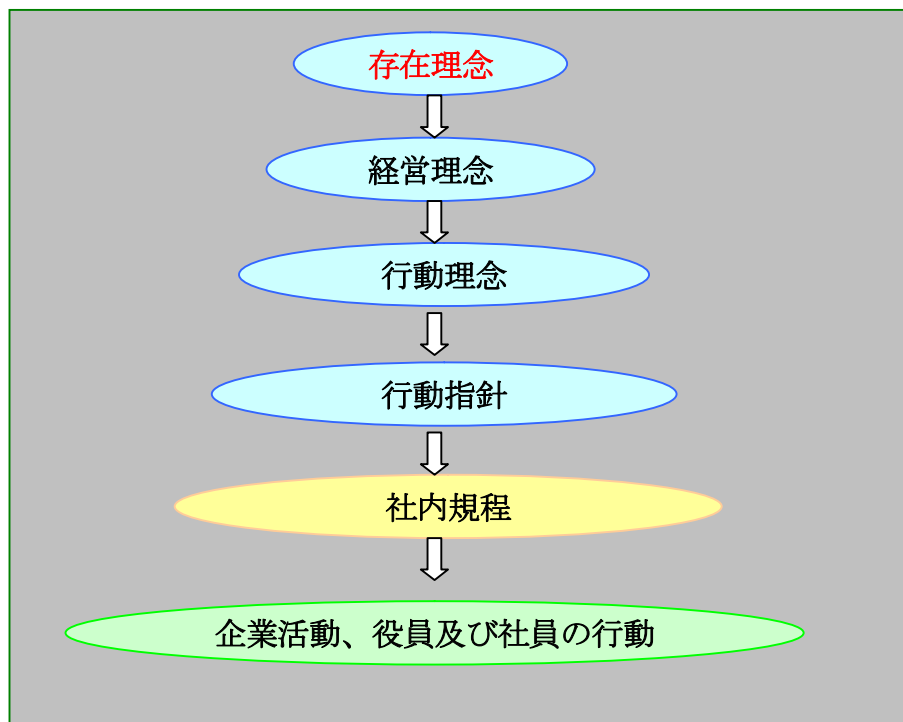
オーバル行動指針

株式会社 オーバル

行動指針目次

	頁
1. 行動指針の位置づけ	3
1-1. オーバルの理念	3
1-1-1. 存在理念	3
1-1-2. 経営理念	3
1-2. 行動理念	4
2. 行動指針	4
2-1. 公共性、社会性	4
2-2. 社会的責任	6
2-2-1. 人間尊重の社会行動	6
2-2-2. 情報の取扱い	6
2-3. 環境保護	7
2-4. 公正取引の実施、取引法令の遵守	7

1. 行動指針の位置づけ



1-1. オーバルの理念

1-1-1. 存在理念

(1) 存在意義

オーバルは、オーバルを支え、育てる人々のために存在する。

(2) 事業領域

オーバルは、ファイン・フロー・マネジメントを事業の核としてあらゆるフィールドにおける新しい価値を創造する。

1-1-2. 経営理念

世界的な視野の醸成と戦略経営の実行

- (1) 公正な人事で、活力あふれる組織を作る
- (2) 市場を見据えた戦略的マーケティングを実行し、新たな期待を創る
- (3) 成果を期した競争優位の研究開発を行う
- (4) 最適な生産体制によって、より高品質な製品を生み出す
- (5) 相互に尊重し合い、開かれた社風を創る

【取組姿勢】

- (1) 自らに誠実、目的にしたたか
- (2) 議論は対等、意思決定は役割分担
- (3) 速やかに実行し、責任を果たす
- (4) やるべきことを、明るく楽しく

1-2. 行動理念

(1) 公共性、社会性

企業の公共性を自覚し、健全経営の下、顧客・取引先・代理店・株主など全ての利害関係者に対する責任を果たして、誠実で尊敬される企業として永続的に社会に貢献します。

(2) 社会的責任

基本的人権を尊重し、高い倫理観を持って、国際社会、地域社会における責任を果たします。

(3) 環境保護

流体の計測、流量制御機器を社会に提供することで、環境保護、省エネルギーに貢献すると共にあらゆる企業活動において、環境保護に対する責任を果たします。

(4) 公正取引の実施、取引法令の遵守

あらゆる企業活動において、関係法令を遵守し、誠実で公正な取引を行います。

2. 行動指針

行動指針の厳守

当社の役員及び社員は、行動理念を尊重し、法令、社内規程及び社会規範に則った行動指針に従って行動します。

2-1. 公共性、社会性

(1) 法令及び社会規範の遵守

①各部署において、業務に関連する法令はもちろん、一般的に守るべき法令、社内規程及び社会規範を遵守します。

守るべき法令、社内規程及び社会規範をきちんと把握し、その内容を熟知して、良識ある社会人として行動します。

②海外においては、現地の法令・社会規範の遵守はもちろん、文化や慣習についても尊重します。

国際ルールや現地法の遵守はもとより、現地の習慣及び文化を尊重しつつ、現地の発展に貢献する事業活動を展開します。

(2) 適切で迅速な情報開示

①社内情報の共有化を促進します。

個人のプライバシーや企業秘密でない限り、役員・社員分け隔てなくタイムリーに情報を発信し、社内情報の共有化に努めます。

②顧客・取引先・代理店・株主など全ての利害関係者に迅速で適切な情報を開示します。

不祥事や明らかな違法行為など、内部でも伝わり難い情報こそ、きちんと組織の責任者に伝え、個人のプライバシーや企業秘密に属さない限り、社会に公表すべき情報は情報公表担当部署より適切かつ正確、タイムリーに開示します。

③企業秘密の管理を徹底します。

顧客情報、技術情報など企業秘密に関する情報は取扱いに注意し、情報が外部に流出す

ることがあってはなりません。そのための手段を各部署ごとに講じます。

(3) 製品・サービスの安全性確保

①設計上における安全性の確保。

電氣的・物理的安全性の確保はもちろん、使用上の安全性全般を考慮した設計と審査を十分行います。また、各国の安全基準・規格を遵守します。

②製造上における安全性の確保。

人為的ミスの防止に努め、製造工程において、顧客の視点に立って安全性を確認します。

③販売上における安全性の確保。

顧客様が安全に使用できるよう、取扱説明書や仕様書などにおいて、必要事項を的確に伝えます。

(4) 製品・サービスの品質確保

お客様のニーズに合った製品を、確かな品質で提供します。

(5) 反社会的な勢力との絶縁

指定暴力団や総会屋など、反社会的な団体や勢力からの要求は断固とした姿勢で拒否します。

(6) 公務員との節度ある接触

刑法・不正競争防止法・国家公務員倫理規程等法令で禁止された公務員への接待・贈答は行いません。

(7) 労働災害の撲滅

①災害を未然に防ぐ。

防災意識を高め、社内教育の充実、災害防止体制を整えます。

②安全で健康的な職場環境を維持します。

作業環境測定や健康診断の実施を継続し、安全衛生委員会の運用により維持します。

(8) インサイダー取引の排除

公表前の重要事実を知って株式の売買を行うことは絶対にいたしません。

(9) 競合取引の排除

会社と競合する業務を会社の承認なしには行いません。

(10) 効率的かつ確実な業務遂行

①法令及び社内規程の遵守

業務の遂行は、法令及び社内規程を遵守し、利益創出を目指し効率的かつ確実に行います。

②与信管理の徹底

獲得した利益を損なうことのないよう、取引先の与信管理を徹底します。

③公私の峻別

会社における立場と個人としての立場を完全に峻別し、会社に個人の利害を持ち込むなどの公私混同はいたしません。

2-2. 社会的責任

2-2-1. 人間尊重の社会行動

(1) 基本的人権の尊重

①あらゆる差別を排除し人権を尊重する

人権を第一に考え、人種・国籍・性別・宗教・身体的障害など属人的要件による差別はしません。また、先入観を持たずに、その人の考え方やその国の文化などを理解するように努め、十分なコミュニケーションを取ります。

②セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの禁止

お互い相手を尊重し、不快にさせる性的な言動や嫌がらせ、また職位を利用した嫌がらせはしません。

③個人情報の保護

個人のプライバシーを尊重し、個人情報保護法の規制に関わらず、社内外を問わず個人情報を本人の同意なしに目的以外には使用しません。また個人情報が外部に漏洩しないよう、合理的な手段を講じます。

(2) 自己研鑽

たゆまぬ自己研鑽に励み、社会人としての豊かな人間性や企業人としての能力を高めます。

(3) 社会貢献

可能な範囲で社会に対する貢献に努めます。また、オーバルも良き社会の形成に企業市民としてできる限り貢献に努めます。

2-2-2. 情報の取扱い

(1) 技術情報の取扱い

創出された技術情報は、会社の財産として知的財産権などを取得し活用する一方、学会や技術論文などで社会に公表し技術の発展に寄与していきます。また独占する必要の無くなった技術は、第三者への譲渡、貸与又は権利放棄を積極的に行い、技術発展に協力します。

(2) 他人の財産の尊重

①第三者の知的財産権を侵害しないよう、必要な調査をした上で製品を上市します。

②公開、非公開に関わらず、第三者が著作権を有する文章、図面、写真、データ、コンピュータプログラム等の著作物について、許可無く不正に取得、コピーしたり、著作権法、使用許諾契約書または利用条件等により認められた範囲を超えて使用しません。

③他社機密情報の適切管理

機密保持契約や覚書等に基づいて提供された他社の機密情報を、社内の機密情報と同様に適切に管理します。更にその契約で許諾された目的・範囲外には使用しません、

2-3. 環境保護

(1)環境マネジメントシステムの継続・維持・改善、環境保護法令等の遵守

常に環境負荷を認識し、事業活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境汚染を未然に防止するとともに、環境マネジメントシステムの継続的な維持・改善を図ります。

環境関連の法規制・条例や、当社が属す業界団体・地域社会の取り決め等、その他の要求事項を遵守します。

(2)省エネ・省資源化、資源の再利用及び有害物質の削減

省エネ・省資源化に努め、排出物を分別、リサイクルすることにより、資源の再利用の促進に努めます。

製造工程内の有害化学物質の削減・排除に努めるとともに、製品内の有害化学物質の排除に努めます。

2-4. 公正取引の実施、取引法令の遵守

(1)公正な販売活動

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等を遵守し、自由競争に基づいた公正な取引を行います。

①カルテル、談合の排除

競争業者と販売先、販売価格、販売数量、仕入先、仕入価格又は仕入数量について話し合うカルテルや、入札参加者同士で落札者又は落札価格について話し合う談合など自由競争を制限する取引は厳に排除いたします。

②再販売価格維持行為の排除

当社は、代理店等に販売する製品に関して代理店等が需要家様に販売する価格に関与する行為は厳に排除いたします。

③不当表示の排除

当社は、販売する製品について正しい品質及び性能表示を行い、実際よりも品質、性能がすぐれていると誤認させる不当表示は、厳に排除いたします。

④引先等への節度ある接待、贈答の実施

当社は、需要家様等取引先に対し、過剰な接待、贈答はいたしません。社会常識の範囲内の節度ある接待、贈答を心がけます。

(2)公正な購買活動

①購買先の選定は、情実をはさまず公平かつ公正に行います。

②購買先からの利益供与の拒否

購買先からの過剰な接待、贈答は拒否します。

③購買先に対する公正な取引の確保

購買先との取引に際し、下請代金支払遅延等防止法を遵守し、法令に定める書類の購買先への交付を徹底し、また、購買先等に対し正当な理由のない下請代金の減額ややり直しなどの不正又は不当な要求や代金の支払遅延はいたしません。

(3)輸出貿易管理

製品、技術及び役務などの輸出は、「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法令並びに、安全保障貿易管理規程等社内規程に基づく手続に従い、行います。

以上